

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第二号
国土交通省、環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

財務大臣 額賀福志郎

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 鴨下 一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年農林水産省、経済産業省、令第四号）の一部を次のように改正する。

財務省、厚生労働省、
国土交通省、環境省

第一条第一項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

一 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

二 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについては、特定肥飼料等の需給状況を勘案して、可能な限り再生利用を実施すること。この場合において、飼料の原材料として利用することができるとは、可能な限り飼料の原材料として利用すること。

三 食品循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再生利用を実施することができないものであって、熱回収を実施することができないものについては、可能な限り熱回収を実施すること。

四 食品廃棄物等の全部又は一部のうち、前二号の規定による再生利用及び熱回収を実施することができないものについては、減量を実施することにより、事業場外への排出を可能な限り抑制すること。

第九条第一項中「実施量」の下に「その他食品循環資源の再生利用等の状況」を加え、同条を第十五条とする。

第八条の見出しを「（費用の低減）」に改め、同条中「促進に係る技術の向上」を「効率的な実施体制の整備」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進）

第十三条 定型的な約款に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業を行う食品関連事業者（次項において「本部事業者」という。）は、当該事業に加盟する者（以下この条において「加盟者」という。）の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、当該加盟者に対し、食品循環資源の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品循環資源の再生利用等を促進するよう

努めるものとする。

2 加盟者は、前項の規定により本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めるものとする。

(教育訓練)

第十四条 食品関連事業者は、その従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努めるものとする。

第七条を削る。

第六条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に従って」を削り、同条を第十一条とする。

第五条中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(食品循環資源の熱回収)

第九条 食品関連事業者は、食品循環資源の熱回収を行うに当たっては、次に掲げる事項について適切に把握し、その記録を行うものとする。

一 事業活動に伴い食品廃棄物等を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内における特定肥飼料等の製造の用に供する施設（次号において「特定肥飼料等製造施設」という。）の有無

二 事業活動に伴い食品廃棄物等を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内に存する特定肥飼料等製造施設において、当該工場又は事業場において生ずる食品循環資源を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況

三 熱回収を行う食品循環資源の種類及び発熱量その他の性状

四 食品循環資源の熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量）

五 熱回収を行う施設の名称及び所在地

第三条第一項中第五号を第七号とし、同項第四号イ中「異物」の下に「、病原微生物その他の特定肥飼料

等を利用する上での危害の原因となる物質」を加え、同号口中「食品循環資源及び」を「特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原材料並びに」に改め、同項中同号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 食品廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないように適切な措置を講ずること。

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同条を第七条とする。

一 特定肥飼料等の需給状況を勘案して、農林漁業者等の需要に適合する品質を有する特定肥飼料等の製造を行うこと。

第二条に次の二号及び一項を加える。

五 売れ残り、調理残さその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること。

六 食品の販売を行う食品関連事業者にあつては売れ残りの、食事の提供を行う食品関連事業者にあつて

は食べ残しの量に関する削減目標を定める等必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位（付録第三の算式によって算出される値をいう。）が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。

第二条を第三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（食品循環資源の管理の基準）

第四条 食品関連事業者は、食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用するに当たっては、次に掲げる基準に従って食品循環資源の管理を行うものとする。

一 食品循環資源の再生利用により得ようとする特定肥飼料等の種類及びその製造の方法を勘案し、食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。

二 異物、病原微生物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止するこ

と。

三 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。

(食品廃棄物等の収集又は運搬の基準)

第五条 食品関連事業者は、自ら食品廃棄物等の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一 特定肥飼料等の原材料として利用することを目的として食品循環資源の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 異物、病原微生物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること。

ロ 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。

二 食品廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう

適切な措置を講ずること。

（食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準）

第六条 食品関連事業者は、他人に食品廃棄物等の収集又は運搬を委託するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一 委託先として前条の基準に従って食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること。

二 前号の委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること。

第一条の次に次の一条を加える。

（食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標）

第二条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、毎年度、当該年度における食品循環資源の再生利用等の実施率（付録第一の算式によって算出される率をいう。）が同年度における基準実施率（付録第二の算式によって算出される率をいう。）以上となるようにすることを目標とするもの

とする。

附則の次に付録第一から付録第三までとして次のように加える。

付録第一（第二条関係）

$$R = (A + B + C \times 0.95 + D) \div (A + E) \times 100$$

$$A = (F \div G - E \div H) \times H$$

$$E = B + C + D + I + J$$

$$F = K + L + M + N + O$$

Rは、当該年度における食品循環資源の再生利用等の実施率

Aは、当該年度における食品廃棄物等の発生抑制の実施量

Bは、当該年度における食品循環資源の再生利用の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、

特定肥飼料等の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。Kにおいて「再生利用の実施量」という。）

Cは、当該年度における食品循環資源の熱回収の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、法

第二条第六項第一号に規定する基準に適合するものとして熱を得ることに利用された食品循環資源の量及び同項第二号に規定する基準に適合するものとして熱を得ることに利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。Lにおいて「熱回収の実施量」という。）

Dは、当該年度における食品廃棄物等の減量の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、法第二条第七項に規定する方法により減少した食品廃棄物等の量をいう。Mにおいて「減量の実施量」という。）

Eは、当該年度における食品廃棄物等の発生量。付録第三において同じ。

Fは、平成十九年度における食品廃棄物等の発生量。付録第二において同じ。

Gは、平成十九年度における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値

Hは、当該年度における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値（平成十九年度における当該値と同じ種類の値に限る。）。付録第三において同じ。

Iは、当該年度における食品循環資源の再生利用等以外の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等の

うち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。Nにおいて「再生利用等以外の実施量」という。）

Jは、当該年度における食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

Kは、平成十九年度における再生利用の実施量。付録第二において同じ。

Lは、平成十九年度における熱回収の実施量。付録第二において同じ。

Mは、平成十九年度における減量の実施量。付録第二において同じ。

Nは、平成十九年度における再生利用等以外の実施量

Oは、平成十九年度における食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

付録第二（第二条関係）

P + Q

Pは、当該年度の前年度における基準実施率

Qは、次の表の上欄に掲げる当該年度の前年度における基準実施率の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

掲げる値

前年度における基準実施率	Qの値
二十パーセント以上五十パーセント未満	二
五十パーセント以上八十パーセント未満	一
備考	
<p>1 平成十九年度における基準実施率は、平成十九年度における食品循環資源の再生利用等の実施率（次の算式によって算出される率をいう。）とし、当該実施率が二十パーセント未満の場合は、これを二十パーセントとして計算するものとする。</p> $(K + L \times 0.95 + M) \div F \times 100$ <p>2 前年度における基準実施率が八十パーセント以上の場合には、当該実施率を維持向上させることを目標とする。</p>	

付録第三（第二条第二項関係）

E÷H

附 則

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。